

【結果報告】名鉄名古屋本線 鉄道高架化事業に係る説明会を開催しました

名鉄名古屋本線鉄道高架化事業につきまして、令和4年2月に都市計画事業認可を取得し、目に見える形で動き出すこととなります。

本事業は、開かずの踏切を含む13箇所の踏切を除却し、事故や渋滞を解消するなど、交通の安全性、円滑性の向上を図るとともに、分断された市南東部地域の一体的なまちづくりを進める上で大変重要な事業です。

このため、事業に関係する土地の権利者及び沿線住民の皆様を対象に、事業の概要や今後の進め方等に関する説明会を開催いたしました。

つきましては、説明会でいただきました主なご意見・ご質問とその回答を、沿線の皆様にご報告させていただきます。

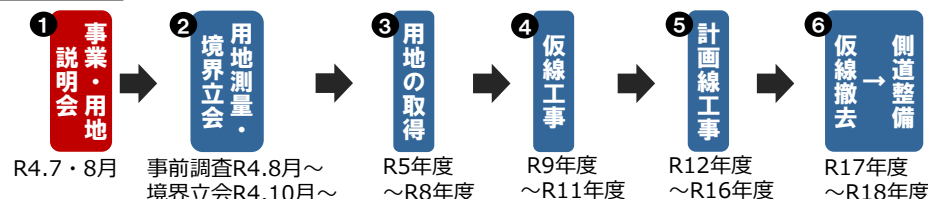
地域の皆様には、ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

○ 説明会の開催状況

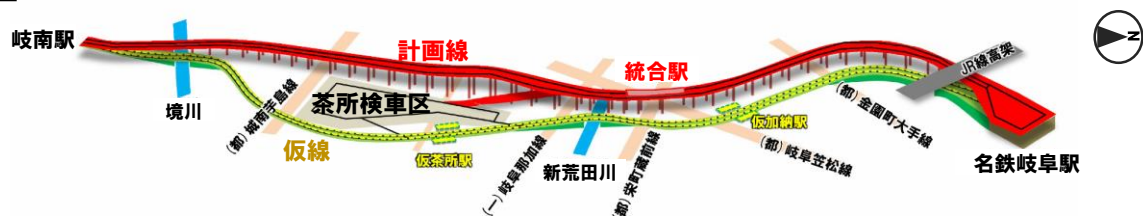
1) 主な説明内容

・名鉄名古屋本線 連続立体交差事業 について（事業計画、施工順序、用地補償に係る調査等）

事業スケジュール（予定）

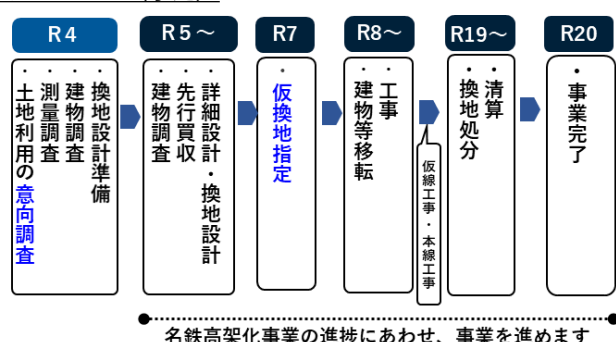


事業の概要



・加納・茶所統合駅周辺 土地区画整理事業 について（事業計画、今後の予定等）

事業スケジュール（予定）



事業の概要



2) 参加状況（会場：南部コミュニティセンター）

・出席者数（8日間合計）： 272名

多くの皆様にご参加いただき、ありがとうございました。

対象地区	加納東		華 陽		厚 見			
					(線路東)		(線路西)	
日 時 (各日 19：00～20：00)	7/17 (日)	7/22 (金)	7/24 (日)	7/27 (水)	7/29 (金)	7/30 (土)	7/31 (日)	8/3 (水)
出席者数	72名	45名	28名	24名	32名	26名	25名	20名

○ 説明会でいただいた主なご意見・ご質問と回答

ご質問	回 答
1)事業計画に関すること	
統合駅の駅前広場の計画について、地元と設計協議をしてほしい。	地元のご意見を伺いながら進めていきます。
駅前広場へ南側から進入できないのか。	南側からロータリーへは、自転車・歩行者は進入できます。自動車は安全のため、北側入口へ集約します。
高架後の電車や駅から家の内観が見えないよう、目隠しを設置してほしい。	必要に応じ対策を検討します。
土地区画整理事業はバリアフリーに配慮するとの説明であるが、新駅にエレベーターは設置するか。	今後の設計の中で県・市・名鉄で協議し、エレベーターの設置など、バリアフリーに配慮します。
岐南7号踏切の存続を要望する。	安全・安心な地域の交通を確保するよう検討を進めます。
工事前に、工事に関する説明会があるか。	着工前には、工事説明会を開催します。
2)生活環境に関すること	
地下水について、井戸水の濁りやヒ素等が心配である。	工事前に調査し、もし事案が発生すれば補償や対策を実施します。
完成後の騒音は現況より悪化しないようにしてほしい。	現況より悪化しないよう設計を進めます。調査により現況より大きくなる場合でも、国等で示されている65dBの基準を守るよう必要な対策を講じていきます。
日照障害の定義を教えてください。	国の基準により「冬至の際の日陰が、2階で5時間以上」としています。
3)用地補償に関すること	
用地補償の際、県や市で代替地は斡旋してもらえるか。	個々の事情がありますので、ご要望があれば、用地交渉の中で情報提供します。
残地も買収対象となるのか。	事業用地のみを買収させていただくのが原則ですが、残地の状況を考慮した上で用地交渉の際に個々に検討します。
用地買収が伴わない名鉄との境界について、境界立会または境界確定をしてもらえるか。	今回、岐阜県で境界立ち合い、確定をお願いさせていただくのは用地買収にかかわる箇所となります。用地買収を伴わない箇所における名鉄との境界確定については、ご意見を名鉄に伝えます。
電波障害が発生した際、どのような補償をしてもらえるか。	電波障害については、現況調査と予測を実施しています。発生した場合は、再度調査の上、アンテナの移設や取り換え、ケーブルテレビなどの補償対応を行います。
事業により土地を売買した場合の課税について教えてください。	譲渡所得税の課税の特例があります。対象となる方には個別で説明させていただきます。
引っ越し、解体、不要物の処分費用について教えてください。	不要物も含めた引っ越し費用、解体費用が補償費に含まれます。個々の事情により処分される不要物の処分費は含まれません。
4)その他	
土地収用法の諸効果について具体的に説明してほしい。	具体的には、 ・起業者（県又は市）には、起業地内の土地・物件を収用しうる地位が与えられます。 ・起業者は、収用委員会に対し収用裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行うことが可能となります。 ・権利者は、起業者に対し自らの土地について裁決申請を行うよう請求することが可能となります。 以上のとおりですが、まずは、関係権利者の方々との話し合いにより任意による契約を基本として進めてまいりたいと考えております。

その他、説明会の終了後も、多くのご意見・ご質問をいただき、ありがとうございました。



○ ご不明な点がありましたら、下記へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

鉄道高架化事業現場合同本部
〒500-8701 岐阜市加納清水町4丁目2番地
岐阜県 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所（2階）
TEL 058-213-1995
岐阜市 加納・茶所統合駅周辺整備事務所（1階）
TEL 058-214-8350